

(別紙) 施設調書

施設種類番号 01

1 施設の種類、位置、規模等

施設の種類	きのこ培地製造工場
施設の位置	千曲市大字森字青田 1008-1 他 6 筆
施設の用に供する土地の規模 (㎡)	7,405 ㎡
施設建設等の開始予定時期	着工：令和 5 年 1 月予定 竣工：令和 5 年 10 月予定

2 施設の建設に係る土地の状況

(1) 施設の用に供する土地の周辺の土地利用の状況

- ・施設の用に供する土地は、北側、西側、南側を市道に囲まれた土地であり、東側には畑や住宅地等の集落が広がっている。

(2) 施設の用に供する土地

① 現況地目別面積

(単位：㎡)

		農地			採草放牧地	農業用施設用地	山林原野	その他	計
		田	畑	樹園地					
施設の用に供する土地の規模 (面積)		7,405	7,405						7,405
	うち農用地区域	7,405	7,405						7,405

② 内訳

土地の所在・地番	現況地目	面積(m ²)	農用地区域内外の別	土地改良事業等受益の有無
千曲市大字森字青田 1008-1	田	553	区域内	有
千曲市大字森字青田 1008-2	田	372	区域内	有
千曲市大字森字青田 1009-1	田	1,253	区域内	有
千曲市大字森字青田 1009-2	田	2,139	区域内	有
千曲市大字森字青田 1010-1	田	1,728	区域内	有
千曲市大字森字青田 1011-1	田	710	区域内	有
千曲市大字森字青田 1011-2	田	650	区域内	有
(合計)		7,405		

(3) 施設の用に供する土地に関する土地改良事業等の実施状況

土地改良事業名、事業の種類等	県営かんがい排水事業 頭首工補修 1か所 用水路補修工 L=4,370m	
事業地区名	埴科地区(千曲市、坂城町)	
事業施行者	長野県	
全体受益面積(ha)	813ha	
うち施設の用に供する土地の面積(m ²)	7,405 m ²	
工期(着工年度～完了年度)	平成24年度～平成28年度	
土地改良事業等の施行者等との調整に基づき行った行為の内容	令和4年2月16日付けで長野県埴科郡土地改良区と書面にて協議し、令和4年3月14日付けで開発にかかる農用地区域からの除外について異存ない旨の回答を得た。	

3 1の施設が地域の農業振興に及ぼす効果等

- ・きのこの培地製造工場が建設、稼働することで、菌床の材料となる培地の供給力が高まる。そのため、千曲市のみならず、全国有数のきのこ産地である長野県(特に

長野地域及び北信地域)の産地力の向上へと繋がる。また、施設設置前の農業産出額と比較して施設設置後の出荷額等が大きくなること、市内の取引額あるいは取引数量が大きくなることが期待される。

4 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号の要件の判断

(1) ①農業委員会の意見の要旨(イの要件)

- ・千曲市農業振興地域整備促進協議会
とき：令和4年1月12日(水)開催
意見：意見無し
- ・千曲市農業委員会
とき：令和4年2月28日(月)開催
3月28日(月)開催
意見：なし

②農業委員会の意見の振興計画への反映の内容(イの要件)

なし

(2) ①縦覧日及び縦覧方法(ロの要件)

- ・縦覧日 令和4年4月9日～令和4年5月9日
- ・縦覧方法 千曲市役所及び千曲市ホームページにおいて、振興計画案を30日間縦覧に供す。

②市町村の住民の意見の要旨(ロの要件)

・なし

③市町村の住民の意見の処理結果(ロの要件)

・なし

(3) 定期的な検証を行う旨の明記(ハの要件)

①検証の時期

②検証の方法

③客観性の確保の方法

④検証結果の公表する旨

⑤検証後講ずる措置

⑥検証の結果、目標の達成が著しく不十分である場合には必要な措置を講ずるとともに、当該振興計画の変更又はその後の振興計画の策定等に際してそれぞれ反映する旨

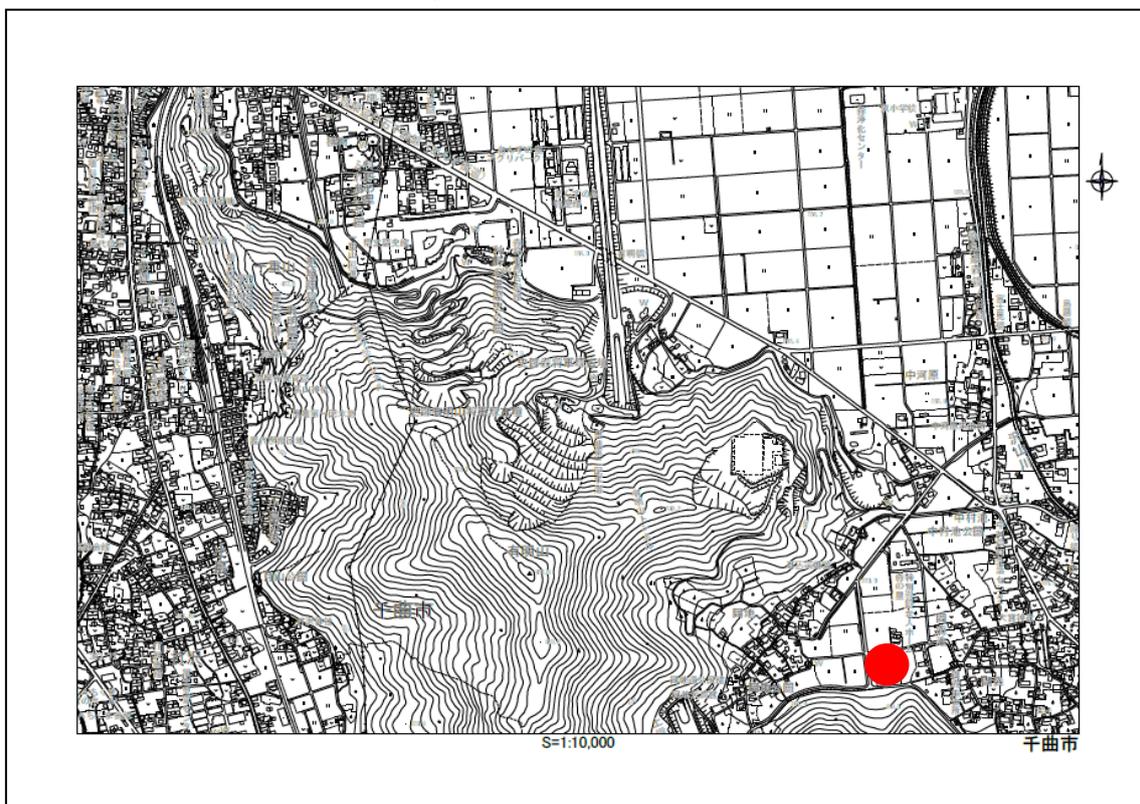
- ・千曲市千曲地域の農業の振興に関する計画5-(3)-③「定期的な検証(ハの要件)のとおり

- (4) 農用地区域から除外される土地の規模の妥当性 (ニの要件)
- ・農用地区域から除外される土地は、集団的な農振農用地及び農地の辺縁部に位置するまとまった土地であり、埴科郡土地改良区の受益地の一部である。事業計画は土地を余すことなく使用する計画となっており、その規模は妥当である。
- (5) ①農用地区域内の土地を農用地等以外の用途に供することの必要性・妥当性 (ホの要件)
- ・具体的な事業計画を有し、この計画は不要不急・必要以上に過大ではない。また、他法令の許認可等を受けるため関係機関との協議を進めていることから、農用地以外の用途（きのこ培地製造工場）に供することが必要かつ適当である。
- ②農用地区域以外の土地をもって代えることが困難な理由 (ホの要件)
- ・7,000 m²以上の土地が必要であること、トラックの往来に必要な道路や、工場稼働に必要な上下水道等のインフラ設備が整備されていること等を条件に市内の土地を選定したが、農用地区域以外で選定することは困難であったためやむを得ず農用地区域内の辺縁部を選定している。このことから、農用地区域以外の土地をもって代えることは困難である。
- (6) 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に与える影響 (ヘの要件)
- ・施設の用に供する土地は、北側、西側、南側を市道に囲まれ、東側には農地や住宅地が混在する。農振農用地の辺縁部に位置し、小規模な開発行為がまとまりなく行われるものではないため、隣接地の集団的な農業経営への支障を及ぼすおそれは無いと判断される。
- (7) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれ (トの要件)
- ・7筆のうち4筆は利用権により貸借されている土地であるが、耕作者、所有者合意のもと権利設定を解除した土地である。また、施設の用に供する土地の全てが担い手農家によって耕作されている土地ではないため、農用地の利用の集積への支障は軽微である。
- (8) 土地改良施設の有する機能に与える影響 (チの要件)
- ・農業用排水施設等の土地改良施設の改廃は伴わず、影響はない。

- (9) 面的整備事業の受益地の有無（リの要件）
- ・ 県営ほ場整備事業（屋代沖地区／S41～S46）の受益地であるが、実施から50年以上経過しており、現時点における実施中又は工事が完了後8年を経過していない受益地は無い。
- (10) 土地改良法第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業の施行に係る区域内における農地中間管理権の存続期間の有無（ヌの要件）
- ・ 農地中間管理権の存続期間内の土地は無い。
- (11) 施設の建設等に係る事業の開始見込み（ルの要件）
- ・ 令和5年に着工、令和6年に竣工、稼働をする予定であり、千曲市千曲地域の農業の振興に関する計画策定から5年以内に事業が開始する見込みである。
- (12) 施設の建設等の事業の施行に関して必要となる行政庁の許可等の処分の見込み（ヲの要件）
- ・ 農業振興地域の整備に関する法律、農地法、都市計画法、土壤汚染対策法、工場立地法、建築基準法、景観法等の許可権者等との協議を進めており、必要となる行政庁の許可等の処分の見込みはあると判断する。
- (13) 土地改良事業等施行者の同意（ワの要件）
- ・ 令和4年2月16日付けで長野県埴科郡土地改良区に対し関係書類を添えて書面での協議を行い、令和4年3月14日付で開発にかかる農用地区域からの除外について異存ない旨書面での回答を受けている。

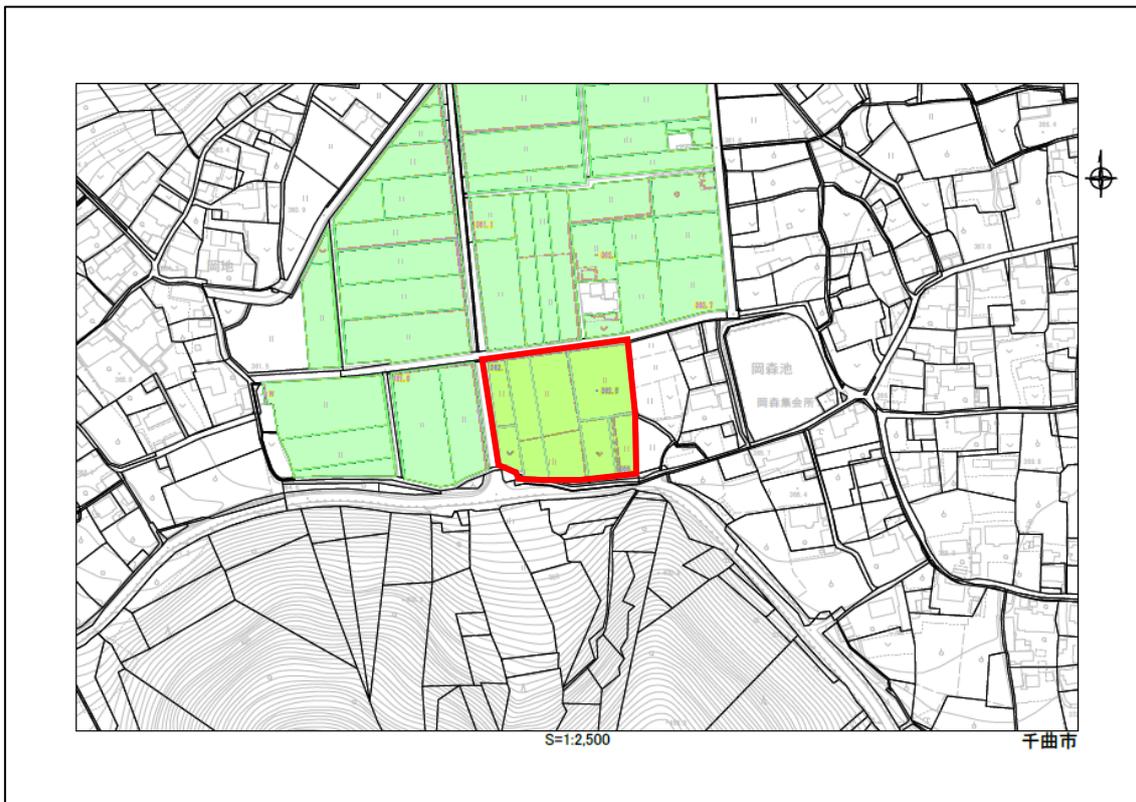
5 施設調書に係る添付書類

(1) 施設の用に供する土地の位置図



赤点…施設の用に供する土地

(3) 農用地区域の変更に係る図面



緑枠内…農振農用地 赤枠内…施設の用に供する土地